

区民文教委員会
平成24年12月3日

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
立川集会所～外手集会所	〔略〕	立川集会所～外手集会所	〔略〕
〔削除〕		八広はなみずき集会所	東京都墨田区八広四丁目 27番8号
曳舟集会所～ 東墨田うめぞの集会所	〔略〕	曳舟集会所～ 東墨田うめぞの集会所	〔略〕
〔削除〕		八広おおざり集会所	東京都墨田区八広四丁目 11番6号
横川三丁目集会所～ 太平四丁目集会所	〔略〕	横川三丁目集会所～ 太平四丁目集会所	〔略〕

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。